令和3年6月4日 資料No.3 区 民 文 教 常 任 委 員 会

産業振興課

新型コロナウイルス感染症対策特別融資あっせん期間の延長及び 融資あっせん受付等経営相談体制の確保について

令和3年6月30日まで実施することとしている新型コロナウイルス感染症対策特別 融資あっせん(以下「特別融資あっせん」といいます。)について、感染症の影響が今 後も続くことが見込まれることから、区内中小企業者の資金繰りを引き続き支援するた め、特別融資あっせん期間を令和4年3月31日まで延長します。

合わせて、特別融資あっせんの郵送受付や中小企業診断士による経営相談、コールセンターによる案内などを令和4年3月31日まで9階大会議室で実施することにより、融資あっせん受付等の経営相談体制を引き続き確保します。

1 これまでの経過

区は、新型コロナウイルス感染症の影響で売り上げが減少している区内中小企業者 の資金繰りを支援するため、国、東京都に先駆け、令和2年3月4日から区独自の特 別融資あっせんを開始しました。

9階大会議室に設置している特別融資あっせん窓口では、特別融資あっせんの郵送 受付や中小企業診断士による経営相談、コールセンターによる案内などを総合的に行っています。

特別融資あっせんの開始当初、受付期間を令和2年5月29日までとしていましたが、その後の感染拡大の影響に伴う区内中小企業の景況や、国のセーフティネット保証制度(4号)の指定期間の延長等を踏まえ、受付期間を段階的に延長しています。

融資あっせん及びセーフティネット保証制度認定件数(令和3年4月末現在)

(単位:件)

	令和2年3月	令和3年	2月	3月	4 月	合計
	~12月	1月				
特別融資あっせん	6,617	80	114	185	94	7,090
緊急支援融資あっせん	2,810	61	83	104	93	3, 151
セーフティネット4号認定	9,999	337	453	908	298	11,995
セーフティネット5号認定	512	31	38	109	33	723
危機関連保証	2,340	99	92	251	73	2,855
計	22, 278	608	780	1,557	591	25,814

2 特別融資あっせん期間の延長について

コロナ収束後も当面は厳しい経済状況が続き、区内中小企業者においても、コロナ 前の水準に売り上げが回復するまで時間を要することが想定される中、今後も特別融 資あっせんを始め、資金調達のための融資あっせんやセーフティネット保証認定書発 行の希望が見込まれます。また、既に区のあっせんにより融資を受けた事業者の、返 済条件の変更などに関する相談が増えることも見込まれます。

区として、今後も区内中小企業者を強力に支援するため、特別融資あっせん期間を 令和4年3月31日まで延長します。

今後の申請件数の見込み(令和3年7月から令和4年3月まで)

(単位:件)

	件数
特別融資あっせん	1,000
緊急支援融資あっせん	1,000
セーフティネット4号認定	2,800
セーフティネット5号認定	450
危機関連保証	800
計	6,050

3 融資あっせん受付等経営相談体制の確保について

9階大会議室に設置している特別融資あっせん窓口では、特別融資あっせんの郵送 受付のほか、緊急支援融資あっせん等区が実施している他の融資あっせんの受付、あっせん書の作成・発行、中小企業診断士による経営相談、国のセーフティネット保証 認定書の発行、コールセンターによる相談予約などの電話対応を総合的かつ効率的に 行っています。

今後も、これらの業務を効率的に行うため、令和4年3月31日まで引き続き特別 融資あっせん窓口を9階大会議室に設置し、事業者にとって利便性の高い経営相談体 制を確保します。

4 スケジュール(予定)

令和3年6月 令和3年港区議会第2回定例会(補正予算) 6月下旬 特別融資あっせん期間の延長について区ホームページ等で周知